

「インフルエンザ」による 「出席停止期間」の基準が変更されました

平成24年4月、「学校保健安全法施行規則」が改正されました。



これまでは「解熱後2日が経過するまで」でしたが、
それに加え「発熱後5日が経過していること」も
条件になりました

改正されたインフルエンザの出席停止基準の考え方（幼児の場合は解熱した後3日を数える）

※「発症」とは「発熱」を目安とする。

※発症後4日目以降に解熱した場合は、解熱日によって出席停止期間は延長される。

例		発症日	発症後5日を経過						
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
		出席停止	→					登校可能	
2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	発症後 6日目	
		出席停止	→					登校可能	
3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	→					登校可能	
4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
		出席停止	→						登校可能
5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目
		出席停止	→						

★一番短くても「5日間」は、学校を休まないといけません。

抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザでは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります（二峰性発熱）。出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校や登園を控えることで、インフルエンザの蔓延を防ぐことを心がけてください。